

## 地域の健康づくり及びSDG sの推進に係る相互連携に関する協定書

愛西市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、甲の住民が健康で安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、相互に連携・協力し、地域の健康づくり及びSDG sを推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力を行い、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を実施し、地域の健康づくりやSDG s、大規模災害対応を推進することを目的とする。

### （連携・協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 食育活動に関すること。
- (3) 高齢者支援に関すること。
- (4) 感染症予防活動に関すること。
- (5) 災害時における生活物資の供給に関すること。
- (6) その他、地域の活性化及びSDG sの推進・普及啓発に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は随時協議を行うものとする。また、具体的な実施事項及び費用負担については、甲及び乙が協議の上決定する。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）が有する個人情報（秘密である旨を明示された情報に限る。）を、開示者の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

### （協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年2月14日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による廃止の申出ないときは、この協定と同一条件で更に1年間継続するものとし、その後もこの例による。

(協定の変更)

第5条 甲又は乙が、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うことができる。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第7条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他、前各号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定めに違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本協定を解除することができる。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月15日

甲 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

愛西市長 日永 貴章 (自署)

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目 11 番 9 号

中北薬品株式会社

常務取締役 森 厚俊 (自署)